R04-36 ３訂 農業法人の設立　　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　目 | 改訂概要 |
| **序章　　法人化に当たって（新　設）** |
|  | １　法人化前にすべきこと２　経営を発展させている農業法人CASE１、CASE２ | （新　規）・家族経営の法人化は「農業経営発展過程・経営管理モデル ステージ３ ポジション１」段階の①経営理念・経営戦略の構築②複式農業簿記記帳・青色申告の取り組み③労務管理の取り組み④家族経営協定の取り組みを経ることが望ましいなどの説明を追加（新　規）・個人農家から法人化した事例（茨城県稲敷市・株式会社れんこん三兄弟）、異業種（建設業）から新規就農し法人化した事例（静岡県浜松市・株式会社アイファーム）を追加 |
| **第１　　農業法人の概要** |
|  | １　農業法人とは２　農地の権利取得３　農地所有適格法人４　農地の権利取得の例外的取扱い５　一般法人の農業参入―解除条件付貸借で借りて農業―６　法人で農業を行う７　法人と個人の違い８　法人になることによって生ずる義務・負担９　法人の形態 | ・前版「農業法人と農地所有適格法人」の説明を充実させ、４項目に分けて説明（「農業法人」という呼称の使用例、農地の使用・収益権取得の許可要件、農地所有適格法人の概要、農地の権利取得の例外的取扱い（農業経営基盤強化促進法による農地の使用・収益権の設定、解除条件付き貸借契約の締結））・「（1）許可の要件　ア一般の場合【基本】農地法第３条第２項」の説明で、権利取得後の経営面積（下限面積）を削除（新　規）・表「企業の農業参入の要件（リース・所有の比較）」を追加・「（１）税制　ア 法人と個人との税制上の取扱い」の表内数値を更新（法人の場合（会社形態）／青色欠損金の繰越控除（10年間）、法人事業税・法人住民税の税率等、法人でない場合（農家）／青色申告特別控除（55万円））・「イ　農地等の譲渡益に対する法人税　②譲渡益に対する課税の特例の差異」の説明で、措法（租税特別措置法）の関係条文を更新・「（１）税の負担」の標題を見直し（規模が小さいと税負担等が増加することになります→所得が少ない経営では税負担等が増加することがあります）・表「法人形態別の比較」で合名会社及び合資会社の列を削除 |
| **第２　　農地所有適格法人** |
|  | １　農地所有適格法人の要件２　農地所有適格法人と農地法３　農地所有適格法人数 | ・「（３）事業要件　ア事業の範囲」の説明で、「㋑農畜林産バイオマス発電・熱供給」及び「㋖営農型太陽光発電」を追加、表「農地所有適格法人の農業及び関連事業の例示」にも同内容を追加・「（４）議決権要件」の説明で、「（注）農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法５条に規定する承認会社（以下略）」及び「（①の説明）円滑化団体」を削除、「⑥農林漁業法人等投資育成事業を行う承認会社」を追加・「なお、基盤法第１４条では（以下略）」を削除（新設（６）議決権要件・役員要件の特例で説明のため）（新　規）・「（６）議決権要件・役員要件の特例」として、原則・特例の対比図及び「子会社の農業経営改善計画の記載イメージ」を入れて説明、両特例は親会社・子会社が認定農業者であることが必要なため認定農業者制度の概要を説明・「（２）構成員に認められる特例」の説明について、農用地利用集積計画で構成員に認められている特例は改正機構法等による農用地利用集積等促進計画等で同様の措置が講じられている旨の説明に変更（新　規）・前版第１「法人事業体と農地所有適格法人の実態」の説明を第２に移動、表をグラフ化し（農地所有適格法人数の推移、営農類型別の農地所有適格法人数）及びその説明を追加 |
| **第３　　会社法人と組合法人の比較** |
|  | ２　事業９　税金 | ・「（２）農事組合法人」の説明で、農業に関連する事業に「農山村滞在型余暇活動施設の設置・運営、役務の提供」及び「営農型太陽光発電の実施」を追加・表２「法人事業税の税率」の税率を更新・表「株式会社と農事組合法人についての農地所有適格法人要件比較」の内容更新（株式会社の取締役に「公開会社の場合３人以上」を追加、株式会社の定款認証手数料を変更（５万円→４万円（収入印紙）） |
| **第４　　法人の設立手続き** |
| **Ⅰ 株式会社** |
|  | ２　定款の作成３　定款の認証６　設立の登記７　印鑑の提出 | ・図「大会社でなくかつ公開会社でもない株式会社の機関」の記載を変更（委員会設置会社→監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社）、文中にその説明を追加・ウ取締役を１名又は数名とし取締役会を設置しない株式会社の定款モデル「第４章 取締役　注３ 取締役の任期」の説明で、任期満了に気が付かずに取締役等が会社法又は定款で定めた員数を欠く場合、選任手続を怠ると100万円以下の過料、同様に適法に役員を選任した場合も変更登記をしないと過料に処される旨のなお書きを追加・「イ　定款の認証　（f）認証の手数料」の説明を変更（基本手数料５万円→資本金の額が100万円未満の場合は３万円、100万円以上300万円未満の場合は４万円、その他の場合は５万円）（新　規）・「ウ　実質的支配者となるべき者の申告書の提出」の項目を追加し、定款認証の際、設立する法人の実質的支配者となるべき者の氏名、住居、生年月日、暴力団員等に該当しないか等を公証人に申告する必要があることを申告書様式とともに説明（新　規）・「（３）設立の登記申請書　発起設立の場合に必要な添付書類」に（注８）を追加し、設立登記申請書には取締役等が就任を承諾したことを証する書面等を添付する旨を説明（新　規）・「（４）オンライン登記」の項目を追加し、法務省ホームページを通じたオンライン登記申請手続きの概要を説明・設立登記申請書等に押印する代表者の印鑑の登記所への届出について、オンライン登記の申請促進のため届出義務が任意化された説明を追加（新　規）・印鑑カード交付申請書の様式を追加し、提出により印鑑カードが発行され、届け出た印鑑の印鑑証明書を取得できる旨を説明 |
| **Ⅱ　合同会社（新　設）** |
|  | メリット　　デメリット１　設立の流れ２　定款の作成３　設立時の出資の履行４　設立の登記５　印鑑の提出と印鑑カード交付申請 | （新　規）・平成18年施行の会社法により設立可能となった合同会社について、株式会社と比べた場合のメリット・デメリット、設立の手続きを追加・株式会社と比べて広範な定款自治が認められ比較的簡易な手続きで設立が可能で、有限責任社員のみで設立・運営できる等のメリットとともに、人的信頼関係を基礎とし社員の個性を重視している点が農業と相性が良く、農業法人として活用しやすい会社形態であることなどを説明 |
| **第５　農業法人の税** |
|  | １　法人税の概要３　法人の所得金額、法人税額の計算４　法人の所得に対する特例５　農地等を譲渡した場合の特例６　農事組合法人の税務７　農業経営を行う法人に係る税制上の特例措置 | ・「平成１３年度改正による会社分割制度の導入」及び「平成１４年度改正による連結納税制度の導入」、関連する軽減税率の時限的引き下げ措置」の説明を削除・法人税額の計算上の主な留意点について、法人税法及び措法（租税特別措置法）の関係条文を更新・農業経営基盤強化準備金制度の項目で、「①制度の概要」の説明を見直し、「②対象者の範囲」の説明に（地域計画の区域内の農業を担う者に限る。）を追加・各特例の措法（租税特別措置法）の関係条文を更新・「（１）法人税」の説明で、連結税率を削除し、課税期間を更新・「（２）事業税」の説明で、農事組合法人で給与を支給しない法人の税率を更新・一覧表を全て更新 |
| **第６　農業経営に必要な資金** |
|  | ４　農林漁業法人等投資育成制度に基づく投資の活用 | （新　規）・農業法人の資金調達として制度資金や民間金融機関からの融資に加え、自己資本の充実を促す投資育成制度について説明、投資（出資）の仕組み、アグリビジネス投資育成株式会社（アグリ社）による投資の概要と投資実績、出資の調達事例を追加 |
| **第７　農業法人の労務対策** |
|  | ８　外国人材の活用５　雇用保険 | （新　規）・外国人技能実習制度の概要、技能実習生の労働関係法令の取扱と労働・社会保険の適用、特定技能外国人の概要、受入れ機関（農業法人等）及び登録支援機関、農業分野の外国人材の在留資格制度の比較表などを追加・雇用保険の保険料を更新（事業主（法人）／賃金総額の1000分の７→９.５、従業員／同1000分の４→６） |
| **第８　農業法人の社会保険** |
|  | ３　年金 | ・子ども・子育て拠出金の拠出金率を更新（０．２９％→０．３６％） |
| **参考資料** |
|  | 第２－１～３（様式）農地法関係様式第７－１（参考）農業モデル就業規則と解説第７－２～４（様式）労働関係様式第８－１～７（様式）社会保険関係様式 | ・農地法関係（３様式）、労働・社会保険関係（１０様式）を全て更新、記入例の日付等を更新・前版（第４－１（様式）合同会社の設立の登記）は、第４ 法人の設立手続きに合同会社の項目を新設し、様式を入れたため削除 |
|  | 農業法人設立・経営相談の窓口 | （新　規）・「農業を担う者」の確保・育成拠点（農業経営・就農支援センター等）の名称、住所、連絡先を追加 |

※）上記の他にも内容・表記等の見直しを行っています。